

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦状（第2号様式）を添えて、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる経済状況にある世帯の者は、養成施設への入学前に会長へ直接申請することができる。

3 生活保護受給世帯の者が申請する場合には、福祉事務所長の保育士修学資金貸付けに関する意見書（第3号様式）を、生活保護受給世帯に準ずる世帯の者が申請する場合には要綱第3第2項第2号に該当することの証明書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。

(貸付の審査及び決定)

第4条 会長は、申請者から提出された貸付申請について、別に定める保育士修学資金貸付審査会（以下、「審査会」という。）に諮り審査するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、審査会の審査前であっても、貸付の内定を行うことができるものとする。ただし、貸付の内定を行った場合には、次回の審査会に報告し、その承認を受けなければならないものとする。

3 会長は、審査結果に基づく貸付の可否を保育士修学資金貸付決定通知書（第4号様式）等により申請者に通知するものとする。

4 修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、貸付決定を受けた日から15日以内に借用証書（第4号の2様式）を提出しなければならない。

5 会長は、第2項に基づく貸付の内定を行った場合には、貸付内定通知書（第4号の3様式）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第5条 借受人は、前条第2項の規定による通知を受けた日から15日以内に、連帯保証人と連署した誓約書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定により誓約書（第5号様式）の提出があったときは、当該決定に係る修学資金を交付する。

- 2 修学資金の交付は、分割の方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 3 申請者の希望する月額が千円単位とする。ただし、入学準備金及び就職準備金は万円単位とする。
- 4 生活保護受給世帯においては、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。また、生活費加算のみを借り受けることはできない。
- 5 生活費加算は、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合においても、貸付期間中の加算額の見直しはしない。

(貸付けの休止)

第7条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第8条 要綱第9各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、修学資金返還明細書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 修学資金の返還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式等によるものとする。
- 3 返還額の上限は月賦の場合にあっては7万円、半年賦の場合にあっては40万円とする。
- 4 返還期間は原則として4年以内とする。

(免除の申請等)

第9条 要綱第8の返還債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第11の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書（第8号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項及び前項に規定する免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定（第7号の2様式、第8号の2様式）し、その旨を申請者等に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 要綱第10第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、修学資金返還当然猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第10第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、修学資金返還裁量猶予申請書（第10号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項及び前項に規定する猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定（第9号の2様式、第10号の2様式）し、その旨を申請者等に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- (1)借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
(第11号様式、第12号様式)
- (2)借受人が休学、復学、転学、又は退学したとき。（第13号様式）

(3)借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。(第14号様式)

(4)借受人が留年したとき。(第15号様式)

(5)修学資金の借受けを辞退するとき。(第16号様式)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。(第17号様式)

3 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

4 借受人が、県内において保育士の業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。(第18号様式)

(勤務期間の計算)

第12条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は保育士の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成29年度の貸付申請から適用し、すでに貸付決定した者については、なお、従前の例による。

附則

この規程は、平成29年1月20日から施行する。

附則

この規程は令和元年12月27日から施行する。

附則

この規程は令和7年7月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。